

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎告示（高知県高等学校等奨学金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め）の一部改正（管財課）	1
◎告示（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（児童家庭課）	3
◎告示（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（ " ）	3
◎告示（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（ " ）	3
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	4
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（6件）（ " ）	4
○基本測量の終了の通知（用地対策課）	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（3件）（公園下水道課）	6
◎告示（県立高等学校の授業料及び受講料の納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（会計管理課）	7
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	8
○土地改良区の役員の退任（ " ）	8
○土地改良区の定款変更の認可（ " ）	8
○土地改良区の清算人の就職（ " ）	8
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	8

告 示

高知県告示第358号

平成19年11月高知県告示第737号（高知県高等学校等奨学金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め）の一部

を次のように改正する。ただし、同告示により定められた督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

様式裏面以外の部分を次のように改める。

高知県告示第359号

平成4年4月高知県告示第214号の3（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書及び督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 納入通知書の様式中

「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」

を

「（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）（送付先：四国銀行集中センター）」

に、「四国銀行の本店出張所」を「四国銀行の本店出張所及び代理店」に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削り、

「（2）みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所」

を

「（2）高知銀行の県外支店

（3）みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所」

に改める。

2 督促状の様式中

「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」

を

「（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）（送付先：四国銀行集中センター）」

に、「四国銀行の本店出張所」を「四国銀行の本店出張所及び代理店」に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削り、

「（2）みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所」

を

「（2）高知銀行の県外支店

（3）みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所」

に改める。

高知県告示第360号

平成27年3月高知県告示第183号（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 貸付金元金の督促状の様式中

「（送付先：四国銀行集中センター）（送付先：四国銀行集中センター）」

を

「（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）（送付先：四国銀行集中センター）」

に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削る。

2 貸付金利率の督促状の様式中

「（送付先：四国銀行集中センター）（送付先：四国銀行集中センター）」

を

「（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）（送付先：四国銀行集中センター）」

に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削る。

高知県告示第361号

平成27年3月高知県告示第184号（高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 貸付金元金の納入通知書の様式中

「（送付先：四国銀行集中センター）（送付先：四国銀行集中センター）」

を

「（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）（送付先：四国銀行集中センター）」

に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削る。

2 貸付金利率の納入通知書の様式中

「（送付先：四国銀行集中センター）（送付先：四国銀行集中センター）」

を

「（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）（送付先：四国銀行集中センター）」

に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削る。

3 手書き用の納入通知書の様式中

「

総 轄 店 領 収 印		経 由 機 関 領 収 印		受 付 機 関 領 収 印	
----------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--

（送付先：四国銀行集中センター）」

を

「

総 轄 店 領 収 印		経 由 機 関 領 収 印		受 付 機 関 領 収 印	
----------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--

（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）」

に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削る。

高知県告示第362号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町野々川（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第363号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第364号

平成29年3月高知県告示第131号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
安芸郡室戸町浮津1410番地
イ 氏名
川田 米吉
 - (2)ア 登記簿記載の住所
広島市安佐北区倉掛二丁目5番29号
イ 氏名

<p>(3)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町内外ノ浦27番地 イ 氏名 松岡 鈴</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野1425番地 イ 氏名 奥谷 民治</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村内外浦39番地 イ 氏名 岡本 利三次</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村内外ノ浦12番2号地 イ 氏名 原 開</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 原 庄太郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜14番屋敷 イ 氏名 谷岡 力馬</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜431番地 イ 氏名 谷岡 米蔵</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村栄喜457番2号地 イ 氏名 河原 小一郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 茨城県牛久市上柏田四丁目2番地14 イ 氏名 九谷 裕</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町弘瀬821番103号地 イ 氏名 渡辺 久吉</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島1369番地 イ 氏名 近田 清一</p>	<p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖ノ島村母島123番屋敷 イ 氏名 浜辺 市太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成5年5月農林水産省告示第553号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第365号 平成29年3月高知県告示第146号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年4月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町1923番地 イ 氏名 田中 輝男</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪府大東市太子田二丁目12番19号 イ 氏名 尾藤 アキエ</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成2年10月農林水産省告示第1418号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第366号 平成29年3月高知県告示第149号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p>	<p>平成29年4月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通六丁目3番18号NKマンション302号 イ 氏名 川上 達夫</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪府藤井寺市藤井寺一丁目2番20号 イ 氏名 明神 春繁</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 奈良県吉野郡川上村大字入之波182番地1 イ 氏名 西村 晴宏</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町梶原東1200番地 イ 氏名 富田 保興</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 徳島市南田宮一丁目4番35号 イ 氏名 西村 清一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町竹の藪114番地 イ 氏名 中平 喜義</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年8月農林水産省告示第1033号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第367号 平成29年3月高知県告示第152号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年4月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所</p>
--	---	---

<p>高岡郡東津野村北川435番地</p> <p>イ 氏名 川田 温聖</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡松葉川村作屋696番地</p> <p>イ 氏名 田井 淑雄</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成4年12月農林水産省告示第1275号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第368号 平成29年3月高知県告示第153号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年4月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 中村市駅前町8番8号</p> <p>イ 氏名 森下 隆一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市杭瀬本町一丁目70番地</p> <p>イ 氏名 稲田 勇</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 四万十市楠島1872番地</p> <p>イ 氏名 今城 李紹</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 中村市佐田87番屋敷</p> <p>イ 氏名 田中 喜代四郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市中万々286番地2号</p> <p>イ 氏名 田辺 佳雄</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>四万十市巖岡甲1515番地</p> <p>イ 氏名 福留 美恵子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市南中振二丁目50番3号</p> <p>イ 氏名 中山 萬利子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 中村市巖岡甲900番地</p> <p>イ 氏名 小谷 康信</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇和島市妙典寺前乙465番地4</p> <p>イ 氏名 山崎 一男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成5年6月農林水産省告示第762号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第369号 平成29年3月高知県告示第171号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年4月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市井口町188番地</p> <p>イ 氏名 福地 益喜</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 中村市入田19番地</p> <p>イ 氏名 小松 ミヨ</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年5月農林水産省告示第671号</p>	<p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第370号 国土交通省国土地理院長から平成28年4月高知県告示第219号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成29年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。 平成29年4月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第371号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。 平成29年4月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施行者の名称 いの町</p> <p>2 都市計画事業の種類及び名称 昭和54年2月高知県告示第61号高知広域都市計画下水道事業(いの町公共下水道)</p> <p>3 事業施行期間 昭和54年2月19日から平成35年3月31日まで</p> <p>4 事業地</p> <p>(1) 収用の部分 平成24年3月高知県告示第176号の事業地に吾川郡いの町字キタ、字森山及び字馬路地内を加える。</p> <p>(2) 使用の部分 平成24年3月高知県告示第176号の事業地に吾川郡いの町字キタ、字瀧通り、字瀧通、字スミ沢、字キタノハナ、字ケナシ、字西キト浦、字中山、字神ノ谷、字前沢、字福ノ岡、字正本、字東キト浦、字大部、字前田、字峯ノ岡、字十五割、字ウ子沢、字籠谷、字松原、字寺沢、字飛石、字森山、字ヨシカ中、字岡光、字西の袖、字キノ内、字一部、字大和田、字椋、字揚土、字カイトク、字板屋、字岡ヶハナ、字藤ヶ谷、字石ヶ崎、字柳井田、字五反田、字西谷、字大領西、字的場、字大領、字五反田東、字松場、字行次、字泉ノ本、字藤ヶ瀬、字ミノコシ、字川原崎、字シイクボ、字耳無、字西地、字池ノ谷、字東谷、字中屋、字下池ノ谷、字東谷口、字シゲジリ、字東谷ヲク、字東ミ子、字馬路、字六反地、字小田、字四反田、字下モ馬路及び字イボ地内を加える。</p> <p>高知県告示第372号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定によ</p>
--	---	---

り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
いの町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年12月高知県告示第783号高知広域都市計画下水道事業（枝川第一都市下水路）
- 3 事業施行期間
昭和58年12月2日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
いの町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和62年11月高知県告示第693号高知広域都市計画下水道事業（枝川第二都市下水路）
- 3 事業施行期間
昭和62年11月20日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第374号

平成26年3月高知県告示第201号（県立高等学校の授業料及び受講料の納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納付書の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 4 1から3までの納入通知書の別紙納付書（上段は手書き用、下段は財務会計システム用）の様式上段中
「（送付先：四国銀行集中センター） （送付先：四国銀行集中センター）」
を
「（送付先：四国銀行集中センター） （郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管）」
に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削り、同様式下段中
「（送付先：四国銀行集中センター） （送付先：四国銀行集中センター）」
を
「（郵便局／収納金融機関（収納取りまとめ店等含む）保管） （送付先：四国銀行集中センター）」
に改め、「三菱UFJ信託銀行」を削る。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市中氏土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	谷本 忠志	須崎市池ノ内 438番地
〃	宮崎 幹夫	〃 〃 44番地
〃	岡崎 信孝	〃 〃 316番地
〃	谷 和夫	〃 下郷 51番地
〃	横山 巖	〃 〃 41番地
〃	市川 隆志	〃 〃 106番地
〃	下元 靖之	〃 〃 225番地
〃	横山 博昭	〃 〃 331番地
〃	吉岡 文男	〃 下分甲1354番地
〃	笹岡 昭男	〃 〃 1230番地
〃	金山 純	〃 〃 1499番地
〃	笹岡 啓助	〃 〃 1005番地
〃	高橋 通夫	〃 〃 965番地
監事	坂本猪三男	〃 池ノ内 460番地
〃	横山 洋一	〃 下郷 365番地 3
〃	谷岡 保彦	〃 〃 506番地
〃	笹岡 正俊	〃 下分甲1316番地
(就任)		
理事	谷本 忠志	須崎市池ノ内 438番地
〃	宮崎 幹夫	〃 〃 44番地
〃	岡崎 信孝	〃 〃 316番地
〃	谷 和夫	〃 下郷 51番地
〃	横山 巖	〃 〃 41番地
〃	市川 隆志	〃 〃 106番地
〃	横山 博昭	〃 〃 331番地
〃	吉岡 文男	〃 下分甲1354番地
〃	金山 純	〃 〃 1499番地
〃	笹岡 啓助	〃 〃 1005番地
〃	高橋 通夫	〃 〃 965番地
監事	坂本猪三男	〃 池ノ内 460番地
〃	横山 洋一	〃 下郷 365番地 3
〃	谷岡 保彦	〃 〃 506番地
〃	笹岡 正俊	〃 下分甲1316番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大方町中央地区土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
理事	秋田 敬	幡多郡黒潮町加持2747番地
〃	秋森 正徳	〃 〃 入野3302番地
〃	植田 輝昭	〃 〃 加持 647番地
〃	岩城 米一	〃 〃 浮鞭1957番地 1
〃	秋田 治水	〃 〃 加持3238番地
〃	秋森 泰雄	〃 〃 入野3010番地
〃	植田 壯	〃 〃 加持 297番地
〃	植田 知和	〃 〃 〃 492番地 1
〃	金平 浩	〃 〃 浮鞭1953番地
〃	倉橋 新一	〃 〃 入野3375番地
〃	酒井 泰一	〃 〃 浮鞭1840番地
〃	敷地 智也	〃 〃 入野2924番地
〃	下村 正直	〃 〃 蛭川2089番地 1
〃	谷 和	〃 〃 加持 834番地
〃	谷 一	〃 〃 〃 3355番地 2
〃	遠山 速光	〃 〃 浮鞭 510番 4 地
〃	堀野 裕一	〃 〃 入野3193番地 1
〃	堀野 卓	〃 〃 〃 3268番地
〃	宮川 鈴子	〃 〃 〃 2914番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、須崎市中氏土地改良区の定款の変更を平成29年4月11日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、大方町中央地区土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
秋田 敬	幡多郡黒潮町加持2747番地

秋森 正徳	〃 〃	入野3302番地
植田 輝昭	〃 〃	加持 647番地
岩城 米一	〃 〃	浮鞭1957番地 1
秋田 治水	〃 〃	加持3238番地
秋森 泰雄	〃 〃	入野3010番地
植田 壯	〃 〃	加持 297番地
植田 知和	〃 〃	〃 492番地 1
金平 浩	〃 〃	浮鞭1953番地
倉橋 新一	〃 〃	入野3375番地
酒井 泰一	〃 〃	浮鞭1840番地
敷地 智也	〃 〃	入野2924番地
下村 正直	〃 〃	蛭川2089番地 1
谷 和	〃 〃	加持 834番地
谷 一	〃 〃	〃 3355番地 2
遠山 速光	〃 〃	浮鞭 510番 4 地
堀野 裕一	〃 〃	入野3193番地 1
堀野 卓	〃 〃	〃 3268番地
宮川 鈴子	〃 〃	〃 2914番地

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により佐川町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
佐川都市計画下水道（佐川町公共下水道）
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び佐川町役場